令和８年９月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和８年９月２５日（金）

午後２時３１分～午後３時２０分

場所：本庁舎７階　７－１会議室・７－２会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和８年９月２５日（金）本庁舎７階７－１会議室・７－２会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１番	吉　原　　豊	１７番	亀　井　隆　幸
２番	田　代　惠美子	１８番	佐　野　　洋
３番	小　林　正　幸	１９番	宮　治　政　彦
６番	井　出　茂　康	２１番	桐ケ谷　彰　織
７番	佐　藤　智　哉	２２番	神　山　浩　幸
８番	関　根　栄　一	２３番	平　川　勝　昌
９番	大　貫　孝　博	２４番	砂　川　耕　介
１０番	齋　藤　義　治	２５番	高　橋　美惠子
１１番	井　上　哲　夫		
１２番	石　塚　義　章		
１３番	上　田　洋　子		
１５番	相　原　成　行		
１６番	落　合　克　幸		

欠席委員は、次のとおり

４番	永　野　良　徳	５番	長谷川　明　夫
１４番	西　山　弘　行	２０番	安　藤　康　彦

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山　本	主　幹	坂　間	上級主査	松　森
事務職員	守　田				

委員会の日程は、次のとおり

日程第　１　議案第　３４号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第　２　議案第　３５号　農地法第４条の規定による許可申請について

日程第　３　議案第　３６号　農地法第５条の規定による許可申請について

日程第　４　議案第　３７号　非農地証明願について

日程第　５　議案第　３８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第　６　議案第　３９号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

日程第　７　議案第　４０号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について

日程第　８　議案第　４１号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第　９　報告第　１４号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の変更について

日程第１０　報告第　１５号　農地の貸借の合意解約通知について

日程第１１　報告第　１６号　藤沢市農業委員会規程第９条第２項に基づく報告について

開会　午後２時３１分

事務局（山本事務局長）　皆様、お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、現在のところ、４名の委員がお見えになっておりませんので、出席者２１名で始めさせていただきます。遅れてこられましたら、人数を訂正させていただきます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員）　皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中を、農業委員会の総会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ、大変な大雨が降りまして、これが異常気象の影響かということで、よく言われておりますが、雨が２週間以上、連続したことで、農作業も、多分皆さん、遅れておられるのではないでしょうか。

このように天候に左右されているわけですが、その後、台風２５号ということで、非常な大雨が降りまして、神奈川県内や千葉県内など、大きな水害が発生をし、亡くなられた方もいらっしゃるということでございます。

こうした異常気象が続いておりますが、それも関係があろうかと思いますけれども、昨日、「農業会議」がございまして、その中で、「農業センサス」の話が出ました。「農業センサス」というと、５年に１回、農業の状況を報告しておりまして、それが、２０２５年に出ましたが、そのときに、神奈川県内の農業者戸数が１万７，５００戸ということでありました。それを２０２０年と比べると、その５年間で、何と３，８００戸が離農しているということです。

このように農業者が非常に減っているということが、神奈川県内でもはっきりと数字に出ております。

この「農業センサス」を見ますと、最近はすごく細かく出ておりまして、各市町村、町内ごとにも、かなり細かく出ておりますので、皆様方も、何か機会がありましたら見ていただきたいと思います。

この離農の原因というのは、いろいろございますが、実は、私は昭和４５年に卒業しまして、当時の大卒の初任給というのは３万５，０００円ぐらいでした。そして、令和８年度（今年）の初任給を見ますと、２６万から２７万ぐらいということでございまして、５０年以上たって、約８倍から９倍に初任給が上がっているんですね。

そのほかに、昭和４５年の米の価格を調べましたら、１俵（６０㎏）で、当時で８，２７２円です。この当時は、まだ食管法（食糧管理法）がございましたから、国で全部買い取っていたわけです。８，２７２円いうことで、今年の概算金が１万７，０００円から１万８，０００円ですから、約２倍しか上がっていません。給料は８倍から９倍ぐらいになっているのですが、米の価格は倍ぐらいにしかなっていないんですね。

ですから、農業者の所得というのは、数字的にはほとんど増えていないのが現状ですので、農業の厳しさというのものが、こういう数字的なところでもあらわれていると思われます。

また、最近は、物価も非常に値上がりをしています。スーパー等へ行きますと、非常に野菜が高い、何が高いということで、平均的に全部高いですね。

それで、お彼岸のときに、うちでも赤飯をつくろうということで、モチ米をスーパーへ買いに行きました。そうしたら、モチ米１㎏が税込みで１，５００円です。それを２㎏買いまして３，０００円です。それと、赤飯をつくるのだからササゲも要るだろうということでササゲも買いました。皆さん、ササゲって幾らぐらいすると思いますか。売っているのが５０ｇずつです。一握りです。一握りで、約７００円です。それを４袋買いましたが、米とササゲで６，０００円です。

これでは、今までのように、何かあると家で赤飯をつくるという慣習も、これからは、惣菜でパックに入った赤飯を買うのが関の山となってしまうかもしれないという感じもしました。

それでは、ただいまから９月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長）　会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、齋藤会長に、これから議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

本日、傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（守田事務職員）　いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員）　はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、３番の小林正幸委員と、６番の井出茂康委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第１、議案第３４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査）　それでは、「農地法第３条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、２人。所有面積、１０ａ。耕作面積、１４５ａ。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、獺郷の１筆。地目、畑。地積、４７㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号２。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、２人。所有面積、９５ａ。耕作面積、１９４ａ。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、石川の２筆。地目、田。地積、合計で４０９㎡。権

利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

６番、井出委員。

６番（井出茂康委員）　資料は１ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、獺郷にある「東陽院」から南に約２００ｍの土地になります。

地区協におきまして、譲受人の代理人と面談いたしました。

譲受人は、茅ヶ崎市に農地を所有し、主にサツマイモの生産により農業経営を行っています。

農地の管理状況が良好であることを、管轄の農業委員会事務局に確認済みです。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

また、申請地に隣接する茅ヶ崎市芹沢の農地も新たに取得し、申請地と一体で耕作するとのことです。

申請地については、サツマイモ、カボチャ、タマネギを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

２番、田代委員。

２番（田代惠美子委員）　資料は３ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道藤沢・厚木線の「保健医療センター入口」交差点から北東に約２４０ｍの土地２筆になります。

地区協におきまして、譲受人の世帯員と面談いたしました。

譲受人は、石川で主に水稲の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するものです。

申請地については、水稲を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３４号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第３４号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第２、議案第３５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査）　それでは、「農地法第４条の規定による許可申請について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の１筆。地目、畑。地積、１，０７６㎡のうち５９．２２㎡。内容としまして、目的、貸家駐車場。農用地区域除外日、昭和５９年４月２０日。農地種

別、第３種農地。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１５番、相原委員。

１５番（相原成行委員）　資料は５ページをお開きください。

本件の申請地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から南東に約９０ｍの農地になります。

農地の区分は、沿道には上下水道管が埋設されており、近隣には「御所見歯科医院」と「御所見総合クリニック」があるため、「第３種農地」と判断しました。

土地所有者である申請者は、貸家４棟を所有しており、当該貸家は、申請地の南側道路の向かいにあり、本申請は、その居住者用の駐車場４台分を整備するものです。

申請地は、東側及び南側は認定道路、北側及び西側は畑になります。

出入口は東側の道路であり、横列に駐車できるようにします。

敷地内は現状のままとし、トラロープで線引きします。東側の認定道路沿いにある土留めブロック及び柵を撤去し、雨水は、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請者と面談し、申請地内に残る農地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３５号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第３５号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第３、議案第３６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査）　それでは、「農地法第５条の規定による許可申請について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤の１筆。地目、畑。地積、５６７㎡のうち１４０㎡。内容、権利の種類、賃借権設定。目的、駐車場。農用地区域除外日、平成９年５月１４日。農地種別、第２種農地。

続きまして、番号２。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤の２筆。地目、畑。地積、合計で２５７㎡。内容、権利の種類、所有権移転。目的、駐車場。農用地区域除外日、昭和５９年４月２０日。農地種別、第２種農地。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員）　事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

３番、小林委員。

３番（小林正幸委員）　資料は７ページをお開きください。

本件の申請地は、市道辻堂駅・遠藤線にある「宝泉寺前」交差点から、南に６０ｍの土地になります。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、「第２種農地」と判断いたしました。

譲受人は学校法人であり、中学生のソフトボール部が申請地の西側のグラウンドを利用しています。現在、学校から当該グラウンドまで徒歩で道具を持って移動しているとのことです。

グラウンドの立地上、教職員の自家用車で部活動の道具を運搬するために駐車できる用地を探しており、グラウンドの近隣で自動車を駐車するスペースとして申請地が適地であると判断したとのことです。

申請地は、東側、西側及び北側が道路、南側が譲渡人所有の畑になっております。

出入口は西側で、北側及び西側は、地上高１０mm の縁石を設置し、南側は地上高１５０ｍｍの砕石土留め鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎ、東側には地上高1，８００ｍｍのネットフェンスを設置し､歩道側への落下を防ぎます。

敷地内は転圧の上、砕石敷きにして、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、道水路や隣接地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

３番、小林委員。

３番（小林正幸委員）　資料は１０ページをお開きください。

本件の申請地は、市道辻堂駅・遠藤線にある「宝泉寺前」交差点から、東に１２０ｍの土地になります。

農地の区分は、農地の広がりが約６３ａであり、市街化区域より５００m以内であるため、「第２種農地」と判断いたしました。

譲受人は、宗教法人であり、境内に約１，５００基の墓地を有し、多くの参詣人があります。

寺の立地上、ほとんどの方が車で来場されることから、約２００台分の駐車場を確保していますが、まだ不足しているため、規模の見合う適地を探してい

たところ、寺所有の駐車場に隣接している申請地が適地であると判断したとのことです。

申請地は、東側が道路、西側が市管理地及び水路、南側及び北側が譲受人所有の駐車場になっております。

出入口は東側で、西側は地上高０．３ｍの土留め鋼板及び地上高１．５ｍの単管フェンスを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は転圧の上、砕石敷きにして、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、道水路や隣接地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３６号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第３６号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第４、議案第３７号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査）　それでは、「非農地証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、打戻の１筆。地目、畑。地積、３６１㎡。内容、平成８年以前より住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成８年航空写真。農地種別、第３種農地。現地確認日、令和８年９月１１日。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

６番、井出委員。

６番（井出茂康委員）　資料は１２ページをお開きください。

本件の申請地は、市道遠藤・宮原線にある「榎戸」交差点から北に約３００ｍの土地になります。

申請地は、平成８年以前から住宅の敷地として利用され、現在に至るとのことです。

申請地の農地の区分は、一団の農地が３０ａ未満であり、住宅の用に供する施設に取り囲まれていることから、「第３種農地」と判断いたしました。

神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和８年９月１１日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３７号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第３７号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第５､議案第３８号｢相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査）　それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願につ

いて」、御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、遠藤の１０筆。地目、畑。地積、合計１万８４９㎡。区域区分、生産緑地及び調整（農用地）。相続開始年月日、令和７年１２月２６日。経営面積、１万８４９㎡。現地確認日、令和８年９月１１日。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について、意見を求めます。

３番、小林委員。

３番（小林正幸委員）　本件につきましては、令和８年９月１１日に、相続人と事務局職員及び私で、現地確認を行いました。

現地の状況は、ブルーベリーの生産や野菜の作付け準備中であり、全て適正に管理されていました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３８号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第３８号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第６、議案第３９号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者について

の証明願について」、御説明いたします。

地区、藤鵠・村岡・明治。番号１。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和８年３月３日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地の所在及び地番、善行二丁目の４筆。地目、いずれも畑。地積、合計５２２．６８㎡。

本申請については、申出人に買取り申出事由の生じた者の状況確認を行ったところ、亡くなる前まで畑の栽培管理を行っていたとのことでした。

また、申請地を現地調査したところ、野菜等の作付けはされておりませんでした。

以上のことから、買取り申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３９号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第３９号について、承認することに決定をいたしました。

次に移ります。

日程第７、議案第４０号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

なお、本議案、番号５、番号８、番号９については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席をお願いいたします。

初めに、番号５の対象委員の退席をお願いいたします。

（対象委員　退席）

それでは、本議案、番号５について、事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、本議案、番号５について、御説明いたします。

番号５は、宮原で２６３ａを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４０号､番号５について､承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第４０号、番号５について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の、入室をお願いいたします。

（対象委員　入室）

それでは、本議案、番号８について、事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、本議案、番号８について、御説明いたします。

番号８は、石川を中心に１９４ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稲を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４０号､番号８について､承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第４０号、番号８について、承認することに決定をいたします。

続きまして、番号９の対象委員は、退席をお願いいたします。

（対象委員：退席）

それでは、本議案番号９について、事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、本議案、番号９について、御説明いたします。

番号９は、石川を中心に１３９ａを耕作する方の、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４０号､番号９について､承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第４０号、番号９について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（対象委員　入室）

それでは、本議案、番号１から番号４、番号６、番号７、番号１０から番号１７について、事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、本議案、番号１から番号４、番号６、番号７、番号１０から番号１７について、御説明をいたします。

番号１は、獺郷を中心に９１ａを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号２、番号３は、獺郷で６０ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号４は、宮原を中心に２３２ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

１つ飛びまして、番号６は、他市で営農しており、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は、１３ページからとなります。

当該地では、ナスやジャガイモ等の露地野菜を栽培し、経営していくとのことです。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

番号７は、用田で１７ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、果樹を栽培していくとのことです。

２つ飛びまして、番号１０、番号１１、番号１２は、石川を中心に１９４ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稲を栽培していくとのことです。

番号１３は、石川で１４ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では花苗を栽培していくとのことです。

番号１４は、石川で８３ａを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号１５は、西俣野を中心に３０６ａを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では水稲を栽培していくとのことです。

番号１６は、長後を中心に２５４ａを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では水稲を栽培していくとのことです。

番号１７は、高倉を中心に１３１ａを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では水稲を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

１２番、石塚委員。

１２番（石塚義章委員）　御所見・遠藤地区の番号６の新規の人ですが、資料を見ましたけれども、１５ページの、こういうものをつくっていくよという形で、（３）の「粗収入及び経営費」が載っています。この「粗収入」で、なす２５万、さつまいも２５万、玉ねぎ１５万、その他４３５万と書いてありますけれども、こういうのって、一番大きいのから書いていくと思うんですよ。２５万が一番大きくて、その他４３５万というのは、どれだけの数を、どれだけのものをつくったというのがあると思うんですよ。これは、どういう話になっているんでしょうかね。

議長（齋藤義治委員）　守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　耕作者の方に、確認ができ次第、回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　「その他」が多過ぎるということですか。

１２番（石塚義章委員）　そうです、極端にね。なすが１５０万、さつまいもが１５０万、玉ねぎが１００万で、最後が５０万だったら、私もわかりますが……。

議長（齋藤義治委員）　それでは、「その他」の部分を、もう一度確認をしていただくということで、よろしくお願いします。

１２番（石塚義章委員）　お願いします。

事務局（守田事務職員）　はい。

議長（齋藤義治委員）　そのほかには何かございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４０号、番号１から番号４、番号６、番号７、番号１０から番号１７について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第４０号、番号１から番号４、番号６、番号７、番号１０から番号１７について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第８、議案第４１号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を、御説明いたします。

番号１は、用田を中心に３５８ａを耕作する方の更新借受分です。

番号２は、遠藤を中心に２０１ａを耕作する方の更新借受分です。

番号３は、遠藤を中心に６８ａを耕作する方の更新借受分です。

番号４は、西俣野で１３ａを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４１号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第４１号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第９、報告第１４号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の変更について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の変更について」、御説明いたします。

このことについては、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」及び「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」として、過去の総会でお諮りしたものでございますが、契約内容に変更があった案件について、報告するものでございます。

番号１は、他の耕作者が、当該農地を売買するため、申請を取り下げるものでございます。

番号２は、所有者の都合により、契約始期を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第１４号を終了いたします。

次に移ります。

日程第１０、報告第１５号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程い

たします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、「農地の貸借の合意解約通知について」、御説明させていただきます。

番号１は、賃借人による農地の所有権取得に伴い、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第１５号を終了いたします。

次に移ります。

日程第１１、報告第１６号「藤沢市農業委員会規程第９条第２項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、「藤沢市農業委員会規程第９条第２項に基づく報告について」、御説明いたします。

本件につきましては、まず１５ページから１７ページまでが、「農地法第３条の３の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が２件、六会・長後地区が３件、合計５件となっております。

続きまして、１８ページが、「農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が１件、藤鵠・村岡・明治地区が２件、合計３件となっております。

続きまして、１９ページから２３ページまでが、「農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が４件、藤鵠・村岡・明治地区が１６件、合計２０件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　本件につきましても、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第１６号を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、９月の総会を閉会といたします。

御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

閉会　午後３時２０分

以上のとおり相違ありません。

議　　長　　齋　藤　義　治

署名委員（　　番）

署名委員（　　番）